

概要

遺族補償年金及び葬祭料の支給に関する処分について、支払われるべき賃金が算入されていないとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日〇会社にエンジニアとして半導体の開発等の業務に従事していた。

被災者は、プロジェクター用 LCD パネル設計の試作の際にトラブルが生じその原因探求対応策を検討していたが、平成〇年〇月〇日のテレビ会議中に上司から叱責を受け、そのプレッシャーの中「うつ病」に罹患した。

その後、「うつ病」が完治しないまま平成〇年〇月〇日雑木林で縊死しているのを発見されたものである。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長は、業務上の事由による死亡であることを認め、給付基礎日額を〇円として算定した遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

被災者の残業代がきちんと含まれているか、昼休憩はきちんと取れていたか、入退室記録と申告に違うところがあるのではないか、これらが給付基礎日額に含まれていないと思われる。

よって、監督署長が計算した給付基礎日額は誤りであり、給付基礎日額の増額をしたうえ、支給金額の増額を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

被災者の平均賃金算定期間は、算定すべき事由の発生した日以前 3 カ月間の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇日間である。

総額〇円を総日数〇日間で除した金額〇円が平均賃金となる。

よって、給付基礎日額を〇円と決定し、遺族補償年金及び葬祭料の支給処分を行ったものである。

4 審査官の判断

監督署長が算定した被災者の平均賃金の中には超勤手当〇円が算入されていなかったため、改めて平均賃金を算定する。

平均賃金を算定すべき事由の発生した日は平成〇年〇月〇日であり、直前の賃金締切日から起算すると、算定事由発生以前 3 ヶ月間に被災者に支払われた総額は〇円であり、平均賃金は〇円となる。

給付基礎日額は、平均賃金に相当する額とされ、その額に 1 円未満の端数がある場合には 1 円に切り上げるとされていることから、給付基礎日額は〇円となる。

以上のことから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料に係る給付基礎日額は、妥当ではなく、取り消されるべきである。